

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

加 須 市

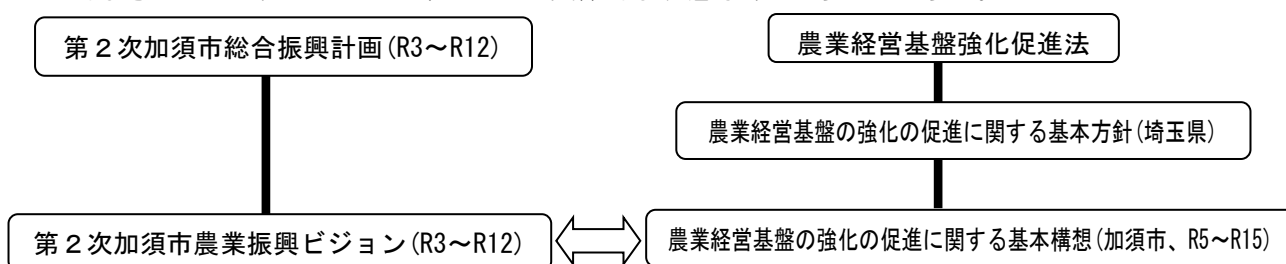
目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の位置づけ	1
第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 地勢及び全体構想	1
2 農業構造の現状及び将来予測	2
3 農業経営の発展目標	2
4 農業経営体育成の方向	2
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
主穀単一	6
主穀単一（組織法人経営）	6
主穀単一（集落営農経営）	7
主穀・露地野菜複合	8
主穀・水産食用養殖複合	8
施設きゅうり・露地野菜複合	9
施設トマト・露地野菜複合	10
施設トマト（直売）	10
施設いちご・主穀複合	11
露地野菜・ほうれんそう複合	12
ブロッコリー・スイートコーン複合	12
ねぎ・にんじん複合	13
なし単一	14
ぶどう単一	14
養豚・養鶏	15
洋ラン	17
鉢物・苗物	17
ユリ・宿根アスター・バラ	18
植木・苗木	20
花卉鉢物	21
キンギョ養殖	21
都市観光農業	22
第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	24

第5 第3及び第4に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	24
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	24
2 加須市が主体的に行う取組	24
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	25
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	26
第6 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農 用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	26
1 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標	26
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	27
第7 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	27
1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準そ の他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	27
2 農地中間管理機構の実施の促進に関する事項	28
(1) 公益社団法人埼玉県農林公社と連携	28
(2) 法人への協力	28
3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項	28
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	29
(2) 推進体制等	29
第8 その他	29
附 則	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の位置づけ

加須市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（R5～R15）」（以下「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき定めるもので、同法第5条に基づき埼玉県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即するものとし、加須市のまちづくりの指針である「第2次加須市総合振興計画（R3～R12）」及びその農業分野の部門計画である「第2次加須市農業振興ビジョン（R3～R12）」（以下「ビジョン」という。）と整合を図るものとする。基本構想は農業経営体の育成に特化し、加須市の農業の将来方向に関する基本的な考えを示し、ビジョンは市としての具体的な取組方針を示すものとする。



第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地勢及び全体構想

加須市は、面積が133.30km²、都心から概ね50km圏内にあり、埼玉県の東北部に位置し、群馬県、栃木県及び茨城県に接している。地勢的には関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、利根川が運んだ土砂の堆積により形成され、海拔（平成30年度水準測量成果表）は最高15.672m、最低9.666m、高低差6mほどの平坦地である。

市内には利根川に育まれた肥沃な土と豊かな水を利用した昔ながらの田園風景が広がるほか、平成24年にラムサール条約湿地に登録された「渡良瀬遊水地」や全国水の郷百選に選ばれた「浮野の里」など、随所で豊かな自然が見受けられる。

また、東北自動車道加須インターチェンジがあり、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っているなど、交通の利便性が高いことも本市の特徴としてあげられる。

このように、地勢的に恵まれた本市では、埼玉県下一の生産量を誇る米をはじめ、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの施設園芸、なしやいちじくなどの果樹栽培、花卉生産や畜産に至るまで、多様な農業が展開されており、農業は本市の基幹産業となっている。

今後も、基幹産業として優良農地を背景とする稲作農業を持続的に取り組むとともに、多様な農業の発展を推進することで、未来につながる“農”の力を持つ『加須元気農業』を実現する。

そのために、まず、農用地・生産基盤等の整備及び農業経営への支援を充実させることで収益性の向上を図り、農業がより魅力ある産業となることを目指す。

そして、その魅力を市内の農業者や市民はもちろん、市外からも本市での農業参入を志す

若者や企業にも発信することで、持続的な担い手の確保に繋げる。

さらに、市民からも求められ、全市で推進する農業振興を実現させるために、地産地消や農業体験の推進、農業の多面的機能の発揮や他産業との連携を積極的に進めるものとする。

2 農業構造の現状及び将来予測

加須市は、耕地面積率・水田面積率ともに、全国及び埼玉県の平均を大きく上回っており、市内全耕地面積に占める「田」の割合はおおむね85%と、水田面積率の高さは本市の農業の特徴のひとつであるというが、首都圏に位置するため恒常的勤務による兼業農家が多く、土地利用型農業を中心に農業の担い手不足の深刻化が引き続き予想される。

農家数の推移を見ると、平成17年から比較して総農家数及び販売農家数は減少しており、専業農家数は微増傾向にあるが、主業農家数については、平成17年から令和2年の15年間で半数以上減少している。

農用地については、農家の高齢化に伴う世代交代や、機械等の更新時を機に急速に農用地の権利移動が進む可能性が高まっており、本市の農地中間管理事業を利用した集積面積は2,218ha（令和5年度当初時点）となっており、埼玉県下でトップの集積面積を誇っている。

一方、土地改良事業の未施工地域及び施工から相当年を経過した地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休地化したものが、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

加須市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

3 農業経営の発展目標

具体的な経営の指標は、加須市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営体育成の方向

加須市は、将来の加須市農業を担う若い農業経営体の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、加須市は、ほくさい農業協同組合（JAほくさい）、加須農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うため、加須市農業再生協議会と連携し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため集落段階で徹底した話し合いを促進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業経営体に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権等の設定等を進める。

これらの農用地の権利移動に関しては、より充実した集団的土地利用調整を全市的に展開して集積・集約化した条件で農業経営体に農用地が利用集積されるよう努める。

また、地域の実情に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用により、賃借権等の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、経営規模の拡大を推進する。

併せて、高性能機械による効率的な農業経営を可能にするほ場の大区画化（30a 区画以上）や地域に合った多様な農業生産を可能にする水田のはん用化などの生産基盤の整備を推進するとともに、地域計画の作成・更新を通じた地域の話し合い等により、農用地の集積や集約を図る。

さらに、このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業関係団体と連携を密にして、農用地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営発展を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設野菜の作型、品種の選定による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めると同時に、農地所有適格法人等の農業経営体への発展母体として重要である。オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他の農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努

めることとし、加須市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業経営体の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

加須市の新規就農者は平成29年度が10人、令和4年度は14人（埼玉県新規就農者把握要領に基づく報告数）となっており、ほぼ横ばいの状況となっている。こうした中、本市農業の持続的な発展に向け、埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 年間330人を踏まえ、加須市においては年間18人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標は、加須市及びその周辺地域の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

上記第2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に加須市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、加須市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
主穀単一 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻単作＝7ha 水稻・麦＝4ha 大豆・麦＝6ha 麦単作＝2ha 大豆単作＝1ha 作業受託＝8ha</p> <p>〈経営規模〉 20ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクタ（38ps） 2台 ・乗用施肥田植機（8条） 1台 ・乗用管理機（ブーム・粒剤散布） 1台 ・コンバイン（自脱5条、汎用型） 各1台 ・育苗ハウス 600㎡ ・温湯消毒器 1台等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はカントリーエレベータ等を利用する。 ・転作は2/3を大豆-麦体系、1/3を麦、大豆単作の体系とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ブロックローテーションによる米麦・大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用を図る
主穀単一 （組織法人経営） 基幹 従事者 6人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻単作＝23ha 水稻-麦＝10ha 大豆-麦＝27ha もち加工＝5t 作業受託 100ha</p> <p>〈経営規模〉 水田 60ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクタ 23ps 1台 ・トラクタ 38ps 1台 ・トラクタ 75ps 1台 ・乗用施肥田植機8条 2台 ・乗用管理機 2台 ・コバイン 3台 ・大型育苗施設 1,500㎡ ・温湯消毒器 2台 ・もち加工施設 一式等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う ・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・従事者全員及び雇用者の社会保険加入 ・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
主穀単一 (組織法人経営) 続き		<p>拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業機械は法人所有、乾燥調製作業は法人の他、コントリーエレベータ等を利用する。 年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う 地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている 	<p>田利用率を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する 	
主穀単一 (集落営農経営) 基幹従事者 出役料金 1500円 /時間 (10人の出役を想定)	<p>〈作付面積等〉水 稲単作＝9ha 水稲－麦＝1ha 飼料稲－麦＝ 5ha 麦単作＝10ha 大豆単作＝5ha</p> <p>〈経営規模〉 30ha (集落全体を借地とする)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 車庫兼作業場 200㎡ 1棟 トラクタ 30ps 1台 トラクタ 38ps 1台 乗用施肥田植機 6条 2台 乗用管理機 1台 刈払い機 3台 育苗施設 300㎡ 1棟 温湯消毒器 1台 みそ加工資材 一式 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている 地域内担い手を明確にする 作業機械は集落所有、乾燥調製作業はコントリーエレベータ等を利用 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 集落営農による土地配当金 50,000円 /10aが可能となる 組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める 加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入 従事者全員の社会保険加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
主穀単一 (集落営農経営) 続き		用する。 ・農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う		
主穀・露地 野菜 複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉水 稲-大麦= 5.5ha 大豆-麦= 5.0ha ブロッコリー (秋) = 1.3ha (春) = 0.2ha 〈経営規模〉 1.2ha	〈資本装備〉 ・車庫兼作業場(200㎡) 1棟 ・トラクタ(30ps) 1台 ・トラクタ(38ps) 1台 ・乗用施肥田植機6条 1台 ・乗用管理機(ブーム・粒剤散布) 1台 ・コンバイン 1台 ・育苗施設 300㎡ ・温湯消毒器 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている ・畑及び汎用化された水田に露地野菜を導入 ・作業機械は個人所有、乾燥調整作業はコントリーエレベーター等を利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・水稻、麦、大豆栽培との作業競合が少ないブロッコリーの作付体系を行う ・ブロッコリー-マヨによる米麦大豆とブロッコリーなどの野菜栽培により、水田利用率を高める ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用を図る
主穀・水産 食用養殖 複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稻= 5.5ha 大豆-小麦= 4.0ha ホンモロコ(養殖池) =0.5ha 〈経営規模〉	〈資本装備〉 ・トラクタ(30ps) 1台 ・トラクタ(38ps) 1台 ・乗用施肥田植機6条 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・育苗施設 300㎡ 1棟 ・温湯消毒器 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
主穀・水産 食用養殖 複合 続き	10ha	<ul style="list-style-type: none"> 曝気用ポンプ 10台 自動給餌機 10台 等 〈その他〉 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る 地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている 作業機械は個人所有、乾燥調製作業はコントリーエレベーター等を利用 日当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、給排水が自由にできる施設を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 受けて規模拡大を図る 水田のブロック化により水稲、麦、大豆の高品質、安定生産を行う 農産物及びホンモロコは直売や契約出荷などによる多様な販売を行う 養殖池は防水シート等の利用による低コスト経営を行う 	確保による過重労働の防止
施設きゅうり・露地野菜複合 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成きゅうり＝2,000㎡</p> <p>抑制きゅうり＝2,000㎡</p> <p>越冬きゅうり＝2,000㎡</p> <p>半促成きゅうり＝2,000㎡</p> <p>冬ブロックリー＝1.0ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>低コスト耐候性ハウス 4,000㎡</p> <p>普通畑 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 低コスト耐候性ハウス 2,000㎡2棟 作業所兼車庫 40.2㎡1棟 トラクタ 25ps 1台 乗用管理機 1台 等 〈その他〉 水稲作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る キュウリ栽培は育苗の分業化、共同選果施設の活用により労働時間の軽減を図る ブロックリーの育苗は、共同育苗施設を利用する 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 労災保険の加入 施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る IT機器の利用によるハウスの監視遠隔操作を行う 育苗、選果、荷造りの外部委託により、効率的な経営管理を行う ハサップ方式の考え方を取り入れた 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ハウスに中間気候室を設置し、健康に配慮する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
施設きゅうり・露地野菜複合 続き			生産管理システムを導入	
施設トマト・露地野菜複合 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成トマト＝2,000㎡ 高糖度トマト＝1,000㎡ 秋冬ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ＝1ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 3,000㎡ 普通畑 1ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルハウス 2,000㎡1棟 ・作業所兼車庫 40.2㎡1棟 ・トラクタ 25ps 1台 ・乗用管理機 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る ・トマトは共同選果施設を利用し、選別、荷造り作業の省力化を図る ・セルトレイ播種機は共同利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・ﾊﾞﾘｯｼﾞ利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る ・生物農薬や乗用管理機の利用により健康に留意した作業を行う ・高糖度トマトは、出荷先との契約による差別化した販売を行う ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・作業の集中するブロッコリーの定植時期等は雇用労力を効率的に利用し、ゆとりある労働環境を確保する
施設トマト (直売) 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成トマト＝1,000㎡ 抑制トマト＝1,000㎡ 半促成きゅうり＝1,000㎡ ほうれん草＝0.2ha ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ＝0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル温室 1,000㎡2棟 ・作業所兼車庫 100㎡1棟 ・トラクタ 25ps 1台 ・乗用管理機 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売所、量販店直売コーナーを利用した消費直結型経営を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・ﾊﾞﾘｯｼﾞ利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
施設トマト (直売) 続き	ねぎ＝ 0.2ha さといも＝ 0.2ha スイートコーン＝0.3ha 〈経営規模〉 アクリルハウス 2,000㎡ 普通畑 1ha	<ul style="list-style-type: none"> ・周年出荷のトマトに季節感を活かした多品目の露地野菜を組み合わせ、一年中足が向く直売を行う ・輪作体系の実施と畑地灌漑施設の活用により生産安定と品質向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売は、農協直売所の他、学校給食や近隣量販店直売コーナー向け契約出荷を行う ・出荷は、規格の簡素化、通いコンテナ利用により省力化、流通経費の削減に努める ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 	
施設いちご・主穀複合 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> 促成いちご＝ 2,000㎡ 高設栽培いちご（摘み取り体験用）＝1,000㎡ いちご苗生産＝ 40,000株 水稲＝2.0ha 〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 3,000㎡ 水田 2ha	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト耐候性ハウス 3,000㎡1棟 ・高設栽培装置 1,000㎡ 1台 ・作業場兼直売所 30㎡ 1棟 ・駐車場 100㎡ ・育苗ハウス 1,000㎡1棟 ・トラクタ 30ps 1台 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水、パイプラインなどの基盤が整備された水田を利用する ・いちご 1,000㎡は高設栽培の摘み取り園とし、収穫体験を行う ・いちごの育苗は空中採苗方式とし、栽培ハウスは 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・いちごは空中採苗により苗増殖の効率化と作業環境の改善を図る ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 ・いちごは市場出荷のほか直売や摘み取りを行い、消費者の意見を取り入れた生産を行う ・水稲は、直売による消費者に直結した 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
施設いちご・主穀複合 続き		大型低コスト耐候性ハウスを利用する ・コンバイン等の大型機械は共同利用する	多様な販売を行う	
露地野菜 ・ほうれんそう複合 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 ほうれんそう＝1.1ha みずな＝1.8ha さといも＝0.7ha 緑肥作物＝1ha 〈経営規模〉 2ha	〈資本装備〉 ・作業場 100㎡1棟 ・予冷库2坪 1基 ・トラクタ 27ps1台 ・トンネル支柱打込機 1台 ・ソーダマルチ 1台 ・葉物類袋詰機 1台 ・野菜（葉物）洗浄機 1台 ・ハマーナイフ等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・排水の良い基盤整備畑を利用し輪作体系を組み立てる ・作業機械は個人で利用 ・ほうれんそうはマルチを利用した秋～春まきのトンネル栽培、みずなは春から秋まきのトンネル（雨よけ）栽培、さといもは普通マルチ栽培とする	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ほ場を団地化し、作業効率を高める ・生産履歴を記帳したトレーサビリティを導入する ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者は安定的に周年就労を行う
ブドウ・イチゴ複合	〈作付面積等〉 春ブドウ＝1.5ha （二重トンネル栽培0.5ha）	〈資本装備〉 ・作業所兼格納庫 100㎡1棟 ・育苗ハウス 33㎡一式 ・トラクタ 27ps 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・厳選出荷の徹底、真空予冷、鮮度保持フ	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
基幹 従事者 2人	(一重トシ栽培 1.0ha) 秋冬ブロッコリー =2.2ha スイートコーン=2.0ha (トシ栽培 1.0ha) (露地栽培 1.0ha) 〈経営規模〉 普通畑 3.5ha	・半自動移植機 1台 ・支柱打込機 1台 ・ロータリ 1.6m 1台 ・畦立機 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・30a 区画を中心とした基盤が整備されているほ場を利用 ・セルトレイ播種機械は共同利用とする ・秋冬ブロッコリーは労力配分などを考慮し、多彩な品種構成とする	イルムの利用により高品質出荷を図る ・スイートコーンは半数は市場出荷、半数は朝取りによる契約販売とする ・作業の集中する早春ブロッコリーの定植時期等は雇用を効率的に利用し、余裕のある作業体系 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムの導入	
ねぎ・にんじん複合 基幹 従事者 2人	〈作付け面積等〉 ねぎ(冬まき) =1.5ha ねぎ(春まき) =1.5ha 人参(冬まき) =1.0ha 水稻(普通植) =1.5ha 〈経営規模〉 4.5ha	〈資本整備〉 ・作業場 150㎡1棟 ・トラクター 55ps 24ps 2台 ・トラック・軽トラック 各1台 ・ねぎ：移植機・堀取り機 ・皮むき機 各1台 ・人参：マルチャー・ひご差し機・葉切り機・洗浄機・選別機 各1台 ・水稻：コバイン・田植機 各1台 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・土地利用は排水の良い基盤整備畑・水田の輪作体	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ほ場を団地化し、作業効率を高める ・生産履歴を記載したトレーサビリティシステムを導入する ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入	・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者は安定的に周年就労を行う

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
ねぎ・にんじん複合 続き		系 ・作業機械は主に個人で使用 ・ねぎは冬まきと春まき栽培で全自動移植機による 幼苗移植栽培 ・人参は冬まき栽培で水稻の乾燥調製はカトリ-ILV- ターを利用		
なし単一 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 幸水＝ 0.7ha 簡易被覆栽培 0.2ha 普通栽培 0.5ha 彩玉＝ 0.1ha 豊水＝ 0.2ha 晩生品種（新高、 あきづき、王秋） 0.2ha 〈経営規模〉 1.2ha	〈資本装備〉 ・作業所兼格納庫 60㎡1棟 ・多目的防災網施設全設備 120a 一式 ・雨よけ施設 20a 一式 ・スピンドスレーヤ500L1台 ・果樹園用トラクタ 28ps 1台 ・マニュアルレグー 1台 ・選果機 一式 ・軽トラック 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模 拡大を図る ・スピンドスレーヤ等の大型機 械は共同利用 ・労力配分などを考慮した 多彩な品種構成 ・防除等の作業を効率的に 行うため、栽培ほ場を団 地化	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計 との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・販売は庭先直売・宅 配 ・人工授粉や収穫等の 労力が集中する時 期に援農ボランティアの 利用やパートの雇 用によるゆとりあ る経営 ・多目的防災網等の完 備による安定経営 ・コンピュータによる顧 客・経営管理	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・安定的周年雇 用の確保によ る過重労働の 防止
ぶどう単 一	〈作付面積等〉 露地ぶどう 0.5ha	〈資本装備〉 ・加温ハウス 2,000㎡1棟	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計 との分離	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
基幹 従事者 2人	雨除けぶどう 0.5ha 施設加温ぶどう 0.2ha 〈経営規模〉 1.2ha	<ul style="list-style-type: none"> ・無加温パインハウス 5,000㎡1棟 ・作業舎兼格納庫 1棟 ・直売施設 1棟 ・スピードスプレー600L 1台 ・果樹用トラクタ 27ps 1台 ・運搬車 1台 ・軽トラ 1台 等 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・トラクタ等の大型機械は共同利用 ・消費者ニーズへの対応のため大粒系、赤色大粒系の品種を利用 ・付加価値販売のため露地栽培は無核果処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・パリン利用の経営管理 ・販売は全量を庭先直売・宅配 ・収穫等の労力が集中する時期は援農ボランティアの利用やパートの雇用によるゆとりある経営 ・多目的防災網等の完備による安定経営 ・コンピュータによる顧客・経営管理 	の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止
養豚(加工 含む) 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 年間肉豚出荷頭 数=1700頭 加工=ハム・ソー セージ 280kg 〈経営規模〉 豚 950頭 (種雌豚 80頭) (種雄豚 6頭) (育成・肉豚 864頭)	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎 933㎡ 4棟 ・管理室・飼料庫 70㎡ 1棟 ・子豚育成施設 16基 ・自動給餌機 2基 ・自動除糞機 1基 ・飼料配合機 1基 ・ハム・ソーセージ製造施設 90㎡ 1棟 等 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・飼育はストール飼いとし、育成は隔離施設、肉豚舎はオガコ豚舎を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パリン利用の経営管理 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う ・消費者のニーズにあったブランド化と加工販売 ・パソコンを活用した個体管理やインターネットによる情 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
養豚(加工 含む) 続き		<ul style="list-style-type: none"> 糞尿処理は地域の堆肥プラントを利用 繁殖・肥育一貫経営 	報の収集と提供	
養鶏 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 常時成鶏羽数＝ 19,870羽 鶏卵年販売量＝ 出荷 205,033kg 産地直売 87,872kg</p> <p>〈経営規模〉 採卵鶏 21,000羽</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ウインドレス成鶏舎 804㎡（全自動ケージシステム） 3棟 鶏糞強制発酵装置 1基 鶏卵処理作業・直売所 60㎡ 1棟 スチームクリーナー 1台 鶏糞袋詰め機 1台 小型トラック 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜舎はウインドレス鶏舎とし、全自動ケージシステムを利用し、鶏糞は強制発酵装置を導入し、良質な堆肥生産を行う 生産した鶏卵の約30%は産地直売とし、70%は市場出荷 鶏糞の発酵堆肥は自家販売 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う 作業の単純化、自動化により省力的な管理を行う 雇用労力の活用による直売鶏卵の処理・包装 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 安定的周年雇用確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
洋ラン 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 ファレノプシス 1,000㎡ 〈経営規模〉 アクリルハウス 1,000㎡	〈資本装備〉 ・アクリルハウス 1000㎡ 1棟 ・作業場兼資材置き場 1000㎡ 1棟 ・暖房機 2台 ・冷房機 75馬力 3台 ・除湿機 6馬力 2台 ・トラック 1台 ・パソコン 1台 等 〈その他〉 ・生育ステージ別に生産を 分担した生産グループに よるリレー栽培を行う ・信頼関係に基づき、各生 産グループ間の種苗等の 供給を確実にを行う ・生産は高温処理を行った 株を購入し、出蕾、開花 させて出荷する経営を行 う ・販売先を明確にした直売 (卸)と市場出荷を行う	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計 との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・生育ステージ別リレ ー栽培による効率 的な経営 ・信頼される品質によ る直売と市場出荷 ・作業を単純化、マニ ュアル化し雇用労 力の効率的活用を 図る ・パソコンによる情報 ネットワークシス テムを活用し、生 産・流通・消費に関 する情報の収集、発 信を行う	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入
鉢物・苗物 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 苗物 (パイン、ミニトマト 等) 7,260㎡ 鉢物 (シクラメン、切等) 2,904㎡ 〈経営規模〉 ・アクリルハウス 1650㎡ ・パインハウス 1650㎡	〈資本装備〉 ・アクリルハウス 1650㎡ 1棟 ・パインハウス 1650㎡ 1棟 ・蒸気土壌消毒機 1台 ・ポットティグマシン 1台 ・フロントローダー 1台 ・フォークリフト 1台 等 〈その他〉 ・施設の集中化により、効 率的作業体系を組むこと ができる ・市場出荷と直売(卸)を	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計 との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・労災保険の加入 ・作業を単純化、マニ ュアル化し、雇用労 働力の効率的活用 を図る ・市場、小売店との連 携を密にし、消費者	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・安定的周年雇用 者の確保によ る過重労働の 防止 ・雇用労働力は1 日5時間程度 の就労しやす い時間設定

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
鉢物・苗物 基幹 続き		行う ・セル成型苗の利用により育苗作業を省力化し、施設の回転率を向上させる	ニーズを創出する 品目、品種を栽培する ・パソコンによる情報ネットワークシステムを活用し、生産・流通・消費に関する情報の収集、発信を行う	
ユリ 基幹 従事者 2人	オリエンタルハイブリッドリリー 〈経営規模〉 アクリルハウス 5,000㎡	〈資本装備〉 ・アクリルハウス 1,250㎡ 4棟 ・トラクタ 20ps 1台 ・冷蔵庫 6.6㎡ 1台 ・選花機 1台 ・作業場 100㎡ 1台 等 〈その他〉 ・施設内には暗きょ排水を設置 ・出荷は共同出荷施設を利用 ・良質な球根を共同購入により、継続的に安定価格で確保 ・年間を通してロットを確保し、高品質切り花を安定供給するため、生産組織内の技術の平準化を図る	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・アクリルハウスは軒を高くするなどトラクタでの作業が安全に行える構造とする ・販売は共選共販による市場出荷とし年間を通して安定供給する ・球根は共同購入とし、大口ロットにより種苗コストの低減を図る ・パソコンによる情報ネットワークシステムを活用し、生産・流通・消費に関する情報の収集、発信を行う	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
宿根アスター 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 宿根アスター =1.5ha 〈経営規模〉 ハ°イ°ハウス 6,000㎡ 普通畑 0.3ha	〈資本装備〉 ・ハ°イ°ハウス 200㎡ 30棟 ・出荷調製室 220㎡ 1棟 ・保冷库 7㎡ 1棟 ・乗用トラクタ 25ps 1台 ・暖房機 1台 ・選花機 1台 ・動力噴霧機 1台 等 〈その他〉 ・ハ°イ°ハウスは基盤整備により排水やかん水施設の整備されたほ場に設置 ・苗冷蔵の大型冷凍庫は共同利用 ・年間を通して高品質切り花を安定供給	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・ハ°リソ利用の経営管理 ・シェード装置の改良、作業場の改善等により重労働を軽減 ・販売は共同出荷施設を利用した共選共販体制 ・消費者ニーズの把握に努め、品種育成及び作付品種の選定に反映させる ・直売所での販売も取り入れ、市場規格外の切り花を有効利用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
バラ 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>バラ切花 4,000㎡</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 4,000㎡</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルハウス 1,000㎡ 4棟 ・養液栽培システム 4,000㎡ 一式 ・多目的細霧装置 4,000㎡ 一式 ・重油タンク 一基 ・暖房機 4台 ・作業場兼事務所等 50㎡ 1棟 ・保冷库 6.6㎡ 1棟 ・ワゴン車 1台 ・パソコン 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場、消費者と近接した立地条件を活かし、直売等も行う ・アクリル温室内に養液栽培システム、多目的細霧装置を導入し省力安定生産を行う ・改植は4年で行い、年間を通して出荷。仕立法はアーチング法で、高品質な切花を生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・出荷は個別で市場に出荷するほかに直売を行う ・パソコンを活用し作業記録、労務管理、経営管理ホームページによるPRや販売等を効率的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設内外の気温変化に対応できるよう中間作業室を設置 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
植木・苗木 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>アザミ 2,000㎡</p> <p>アリア 1,200㎡</p> <p>ウギ 1,000㎡</p> <p>アマリ 1,200㎡</p> <p>その他 6,600㎡</p> <p>〈経営規模〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 1,000㎡ 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 200㎡ 5棟 ・作業場兼車庫 150㎡ 1棟 ・冷蔵庫 1台 ・トラクタ 1台 ・土壌消毒機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・ポットリフトマシン 1台 ・頭上かん水システム 1台 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・実需者・量販店等との連携を強化し販路を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
植木・苗木 続き	・普通畑 1.1ha	<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ栽培による周年出荷 ・育苗ハウスを整備し、繁殖から成品までの一貫生産体制 ・造園業者等の実需者や量販店等との連携を強化し、販路の拡大と確保を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに合った種類・品種を選定し効率的な経営を行う 	
花木鉢物 基幹 従事者 3人	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ウメ 130a マユミ 140a その他 180a <p>〈経営規模〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイハウス 1,000㎡ ・鉄骨ハウス 1,300㎡ ・植木畑 4.2ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイハウス 1000㎡ 5棟 ・鉄骨ハウス 1300㎡ 2棟 ・トラクタ 30ps 1台 ・植木堀取機 1台 ・トラック 2t 1台 ・軽トラック 3台 ・パソコン 一式 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・育苗ハウスを整備し、繁殖から成品までの一貫生産体制 ・実需者や量販店等との連携を強化し、販路の拡大と確保を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・花木鉢物のほかに草本性鉢物を取り入れ、雇用の安定的確保を図る ・常にマーケティングを行い、短期的に高収益が見込める樹種も積極的に導入し、経営の安定を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・年間を通じた雇用者と季節別の雇用者を積極的に活用して安定生産体制を整える
キンギョ 養殖 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 小赤生産＝ 0.3ha 更紗和金類＝ 0年魚 0.2ha 1年魚 0.1ha 琉金類＝ 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖池 2.5a×16 面 計 40a ・養殖池 5.0a×12 面 計 60a ・井戸・給水設備 75mm×50m 計 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・養魚池を小割化して 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
キンギョ 養殖 続き	0年魚 0.2ha 1年魚 0.2ha 〈経営規模〉 養殖池 1.0ha	2本 ・出荷選別用ビニールハウス鉄骨 120㎡ 1棟 ・作業室兼調餌・飼料庫 木造100㎡ 1棟 ・曝気用ポンプ 28台 ・自動給餌機 28台 等 〈その他〉 ・陽当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、給排水が自由にできる施設を整備する ・種苗の自家生産による一貫生産選抜飼育による高品質魚生産を行う ・観賞魚市場への計画出荷を行う	労力の分散と危険分散による安定生産を行う ・周年に渡って需要があることから、出荷時期を選ばず計画的な周年出荷を行う ・自動給餌機の導入により週休制が可能となり、ゆとりある生活設計による豊かな生活を創出 ・家族労力に合わせた生産計画に基づく経営を行う	
都市観光 農業 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 ぶどう= 0.6ha ブルーベリー = 0.4ha キイチブツ=0.2ha さつまいも= 0.3ha スイートコーン= 0.1ha 枝豆 = 0.1ha だいこん= 0.1ha 〈経営規模〉 樹園地 1.2ha 普通畑 0.5ha	〈資本装備〉 ・販売所 30㎡ 1棟 ・トイレ 6㎡ 1棟 ・駐車場 120㎡1か所 ・トラクタ 20ps 1台 ・スプレッド 1台 ・ハマーナイフ 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・都市地域で地域住民と共生できる樹園地、露地野菜畑を活用する ・駐車場、販売所、トイレ等の施設を完備し、消費者にとって快適な販売を	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売は、果実は収穫体験、土産販売、宅配便とし、野菜は収穫体験、土産販売とする ・地元観光協会、自治体との連携を強化し、多様な方策により消費者との接点を増やす	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止 ・栽培、販売業務で雇用を活用し、特に接客対応を重視

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
都市観光 農業 続き		<p>行う</p> <ul style="list-style-type: none"> • 栽培履歴の記録により、安全・安心な果実や野菜を安定的に提供 • 農園、販売所はユニバーサルデザインによるバリアフリー化に努める 		

第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第2の5に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、経営開始から5年後に効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第5 第3及び第4に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

加須市の主要作物である米、トマト、きゅうり、なす、いちご、なし、いちじくなどの農畜産物を安定的に生産し、加須市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、青年農業者等育成センターや加須農林振興センター、JAほくさいなどと連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対し、市内での就農に向けた情報の提供、農用地・農業用機械の取得や生活支援などの整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様の改善、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、加須市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。

2 加須市が主体的に行う取組

加須市は、加須市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入や販路の拡充等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を加須農林振興センターの協力を受けて行う。

また、新規の集約的作目導入を図るため、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努めるとともに、販売についても今までのものに加え、直売、インショップやインターネットを活用した販売についても検討を進める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に

資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対し、加須市、加須農林振興センター、JAほくさい、農業委員会などが一体となって農業経営に必要な栽培技術習得のサポートを行うとともに、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による円滑な紹介、技術・経営面については加須農林振興センターやJAほくさい等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

加須市が主体となって埼玉県農業大学校や加須農林振興センター、農業委員、地域指導農家、JAほくさい等と連携・協力して、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、農業者で組織する各種ネットワークへの加入を促し、農業者同士の交流を促進する。

また、加須農林振興センター等が開催する各種研修への参加を促し、さらに、JAほくさいや商工会等とも連携して、出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保と経営力の向上に向けた支援を行う。さらに、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな対応を行う。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

加須市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への就農に向けての情報提供や就農相談、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れられるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については加須市や加須農林振興センター、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校や地域指導農家等、就農後の営農指導等フォローアップについては加須農林振興センター、JAほくさい、加須市認定農業者や地域指導農家等、農地農用地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

加須市は、区域内の明日の農業担い手育成塾や農業協同組合などと連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び埼玉県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、加須市の区域内において後継者がいない場合は、埼玉県及び埼玉県農業経営・就農支援センター、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

埼玉県農林公社や農業委員会、加須農林振興センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会などの窓口で、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、就農に関する情報等）の提供を行う。

さらに、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験によって、農業に関する知見を広められるようにする。

**第6 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

また、農用地の利用集積に当たっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し面的なまとりとなるよう努める。

さらに、加須市が作成する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、埼玉県、加須市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

シェアの目標	備考
60 %	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

加須市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農用地の利用集積が図られつつある。経営農地は、近年では若手の大規模志向農業者が現れたことにより、農業経営体の更なる規模拡大が進んできているが、依然として分散傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは農業経営体が受けきれない農用地が出てくることが予想される。そのため農業経営体育成及びそれらの者への農用地の利用集積を推進するため具体的に以下施策・事業の実施を図っていく。

①賃借権等の設定等の促進

②農作業受委託への取組の推進

③その他農用地の利用集積を推進するために必要な事業

(3) 関係団体との連携体制

加須市では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の農業経営体への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第7 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加須市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、加須市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

加須市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、加須市のホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、土地所有者、加須市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場における協議事項は、地域の実情を踏まえ目指すべき当該区域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域、農用地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針などの事項とする。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を加須市経済部農業振興課並びに各総合支所農政建設課に設置する。

農業上の利用が行われている農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

加須市は、地域計画の策定に当たって、埼玉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公告に至るまで、適切に行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理機構が行う事業の実施の促進に関する事項

(1) 加須市は、県下一円を区域として農地中間管理機構が行う事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 加須市、農業委員会、JAほくさいは、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業同組合等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

加須市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 加須市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、カントリーエレベーター等の農業近代化施設の利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 加須市は、各種事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 加須市は、農業協同組合・農用地利用改善団体等による地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 加須市は、集落排水事業の実施を推進し、安住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 加須市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

加須市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、加須市農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、加須市は、このような協力の推進に配慮する。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年2月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成9年12月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月17日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年7月5日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

2 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日(その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日)までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。